

# 市民税・都民税の申告はお早めに

## 2月18日(月)～3月15日(金)

### 問い合わせ

☆市・都民税について：市民税課 ☎ 22・1111  
☆確定申告・所得税について：青梅税務署 ☎ 22・3185

平成30年度の収入等を申告していただく市・都民税および所得税の申告受付が始まります。この申告は、31年度の市・都民税を決める重要な手続きですので、該当する方は期間内に必ず行ってください。

また、申告会場は大変混雑しますので、余裕をもってお越しください。

※申告の要・不要については、下図「申告チェックフロー」参照

### 市・都民税の申告が必要な方

☆平成31年1月1日現在、青梅市にお住まいで、次のいずれかに該当する方

▽事業所得や不動産所得、生命保険の満期金に係る所得等(給与所得および公的年金に係る雑所得以外の所得)を得た方で、所得税の確定申告の必要のない方

▽青梅市に給与支払報告書を提出していない事業所にお勤めの方

▽収入のなかった方  
※同一世帯の親族の扶養になつていない場合を除きます。

☆31年1月1日現在青梅

市以外の市区町村にお住まいで、青梅市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方

### 市・都民税の申告の必要のない方

①所得税の確定申告をする方

※確定申告の必要の有無については、税務署へお問い合わせください。

②収入のなかった方で、同一世帯の親族の扶養になつている方

③収入が給与または公的年金等のいずれかまたは両方のみの方で、支払者から青梅市へ支払報告書が提出される方

※支払報告書に記載されている控除以外の控除を受けようとする場合は、申告が必要です。

### 市・都民税申告書を送付する方

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月上旬に申告書を送付します。

同封の「平成31年度市民税・都民税(住民税)申告のしおり」を参考に、申告書に必要事項を記入

し、

して提出してください。申告書は、市民税課でも配布していますので、お申し出ください。

### 市・都民税の申告方法

「市・都民税の申告方法」を参照してください。

税務署で確定申告をしていただく方

期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け付けます。ただし、次のいずれかに該当する方は、市役所では受け付けできませんので、税務署で申告してください。

①土地、建物、株式等の譲渡所得や先物取引による所得を申告する方

②農業、営業等の所得の申告をする方

③所得税の住宅借入金等特別控除を申告する方

④青色申告をする方

⑤消費税、相続税、贈与税の申告をする方

⑥準確定申告をする方

⑦給与収入、年金収入があった方で、源泉徴収票がない方

※そのほかにも、29年分以前の申告等、受け付けられない申告があります。詳細は、税務

署へお問い合わせください。

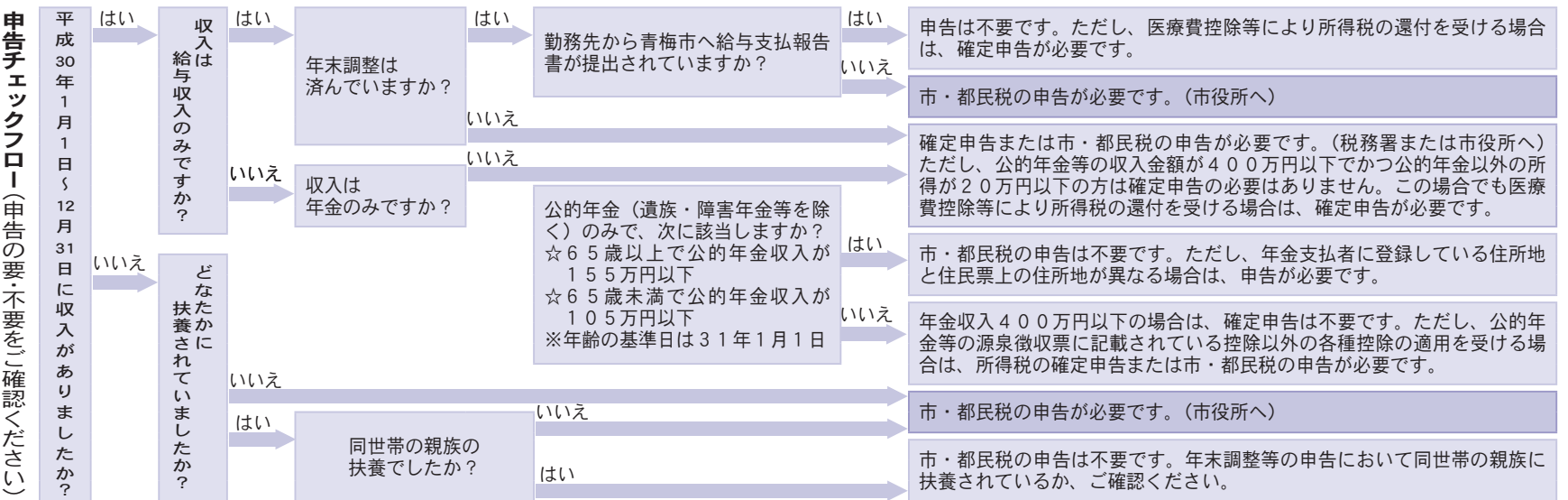
### 所得税の還付申告はお早めに

医療費控除、住宅借入金等特別控除、中途退職等による所得税の還付申告の提出は、すでに税務署で受け付けていますので、早めの申告をお勧めします。

参考 配偶者のパート収入による控除の範囲と税金(所得控除が基礎控除のみの場合)

パートの年間収入	配偶者控除の対象	配偶者特別控除	配偶者には	
			所得税が	市・都民税が
100万円以下	なれる	受けられない	かからない	かからない
100万円超103万円以下				
103万円超201万6千円未満	なれない	受けられる	かかる	かかる
201万6千円以上				

※納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。



### ☆市役所での申告受付

日程	時間	会場
2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く	午前8時45分～午後4時	市役所2階 201・202会議室
2月24日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市役所1階 市民税課

※2月21日・28日、3月7日・14日の木曜日は、午後7時30分まで市民税課で申告を受け付けます。ただし、所得税の確定申告にかかる相談・受付はできません。

- ### 申告に必要なもの
- ①マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
  - ②本人確認のできる書類(運転免許証等写真のあるものは1点、国民健康保険証等写真のないものは2点)
  - ③代理人の場合、代理権の確認ができるもの
  - ④委任状や戸籍関係書類または、税務代理権限証明書
  - ▽青梅市作成の市民税・都民税申告書(あらかじめ印字済み)
  - ④申告書
  - ※会場でも配布します。
  - ⑤認め印
  - ※郵送の場合は、必要箇所を押印してください。
  - ⑥平成30年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収入明細書、その他帳簿等)

- ### 申告方法
- ☆市役所での申告受付：左表参照
- ※地方税制改正により税計算等が複雑化したため、これまで実施していた出張所・市民センターでの申告受付は実施しないことになりました。
- ※昼間連絡可能な電話番号を必ず記入してください。
- ▽医療費通知は、内容が不十分な場合があります。詳細は、市民税課市民税係へお問い合わせください。
- ※おむつ代を医療費控除の対象にする場合は、おむつ使用証明書またはおむつ使用確認書が必要になります。事前に必ず支払い総額を求めてください。
- ※配偶者控除や扶養控除を申告する場合、配偶者や被扶養者のマイナンバーも記入してください。
- ※そのほかにも、控除の内容によっては必要な書類がありますので、事前に市民税課市民税係へお問い合わせください。



# 市民税・都民税の申告方法

### 問い合わせ 市民税課(市役所1階)

### 申告方法

- ☆郵送による申告受付：申告書に記入・押印のうえ、必要書類を添付し、〒198-8701青梅市市民税課へ
- ※マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写し、本人確認書類の写しを添付してください。
- ※昼間連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

- ⑦所得控除等の書類
- ▽障害者控除：身体障害者手帳、愛の手帳等
- ▽社会保険料控除：健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等の領収書または支払いを証明する書類
- ▽生命保険料控除、地震保険料控除：控除証明書
- ▽寄付金控除：寄付先からの領収書等
- ▽医療費控除：医療費控除の明細書、領収書、医療費通知、保険等で補填された金額の分かる書類

平成31年度市・都民税に係る改正点

平成29年度税制改正で、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げ等の配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われました。この改正は、31年度から適用されます。

30年中の収入に  
対する住民税

① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました。今回の改正により、配偶

現行	給与収入	給与所得	住民税
控除対象配偶者	103万円以下	38万円以下	33万円
老人控除対象配偶者	103万円以下	38万円以下	38万円
配偶者特別控除	103万円超 110万円未満	38万円超 45万円未満	33万円
	110万円以上 115万円未満	45万円以上 50万円未満	31万円
	115万円以上 120万円未満	50万円以上 55万円未満	26万円
	120万円以上 125万円未満	55万円以上 60万円未満	21万円
	125万円以上 130万円未満	60万円以上 65万円未満	16万円
	130万円以上 135万円未満	65万円以上 70万円未満	11万円
	135万円以上 140万円未満	70万円以上 75万円未満	6万円
	140万円以上 141万円未満	75万円以上 76万円未満	3万円

者の合計所得金額が85万円以下（給与収入のみで150万円以下）までは、従来と同じ控除金額（住民税33万円）を受けられることとなりました。ただし、次の①～③の点にご注意ください。

① 扶養の判定について  
合計所得金額が38万円（給与収入のみで103万円）を超えた場合は、住民税の非課税判定を行うための基準人数に含まれなくなりま

② 住民税の課税について  
住民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額が35万円（給与収入のみで100万円）

改正後（地方税法等の改正により内容が変更になることがあります）

	給与収入	給与所得	納税者本人の合計所得金額（給与収入金額）		
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
控除対象配偶者	103万円以下	38万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者			38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	103万円超 155万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超 166万8千円未満	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	166万8千円以上 175万2千円未満	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	175万2千円以上 183万2千円未満	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	183万2千円以上 190万4千円未満	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	190万4千円以上 197万2千円未満	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	197万2千円以上 201万6千円未満	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	201万6千円以上	123万円超	0円	0円	0円

を超える、配偶者自身に住民税が課税される場合があります。

③ 配偶者以外の  
扶養控除について

配偶者以外の親族に対する扶養控除は、従来どおり（前年度の合計所得金額が

38万円以下）です。

医療費控除添付資料

30年度から、医療費控除を申告する際は、領収書の発行された医療費通知に明細書で記入すべき情報がすべて記載されている場合は、明細書への記載を省略することができます。

障害者控除対象者認定書の発行と  
おむつ使用確認書の交付

お問い合わせ 高齢介護課（市役所1階）

認定基準日 申告の対象となる年の12月31日  
※年の途中で亡くなった場合は、亡くなった日申請できる方 本人またはその扶養者

65歳以上で、寝たきりの方や認知症の方などは、要件に該当する場合は、所得税や市・都民税を申告する際に障害者控除を受けることができます。

市では、市内に住所があり身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、次の認定基準に該当する方を対象として、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

なお、身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳の写しを添付することにより障害者控除を受けることができますので、申請の必要はありません。

① 要介護認定を受けている方：要介護1～5で、要介護認定資料の主治医意見書または認定調査票に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度」と

「認知症高齢者の日常生活自立度」が下表の基準に該当する方  
② 要介護認定を受けていない方：医師の診断書等により、①の基準に該当することが確認できる方  
※診断書の作成には各医療機関が定める費用が別途かかります。

認定申請の際におむつが医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

市では、次の対象要件をすべて満たす方を対象として、「おむつ使用証明書」に代えて利用できる「おむつの使用確認書」

を交付します。

対象要件

① 介護保険の要介護認定を受けている方  
② おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方  
③ 平成30年に作成された主治医意見書または、現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であり、30年に主治医意見書が発行されていない場合

申請方法 障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入、押印して高齢介護課へ  
※印鑑（申請者と対象者が異なる場合は、それぞれの印鑑が必要）と本人の介護保険被保険者証をお持ちください。

※市内の老人施設等に入室している方で、介護保険の被保険者が青梅市以外の市区町村の場合は、基準日現在の要介護区分の分かるものと主治医意見書の写しが必要です。

※申請内容を確認、調査して認定書を発行します。発行には1週間程度かかります。

合は、29年に作成された主治医意見書の記載内容が次の要件をすべて満たす方

▼「障害高齢者の日常生活自立度」がB、Cランクである

▼尿失禁の発生可能性の記載が「あり」である

申請方法 来庁する方の身分を証明できるものと本人の介護保険被保険者証をお持ちのうえ、高齢介護課へ

控除の種類	認定区分	障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度	控除額	
				所得税	市・都民税
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級の愛の手帳1・2に準ずる方	B以上 (B1、B2、C1、C2) 屋内での生活は介助を必要とし、日中も主にベッド上で過ごす方等	Ⅲ以上 (Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、M) 日常生活に支障をきたすような症状等が見られ、介護が必要な方等	40万円	30万円
	6か月以上の寝たきり状態にある方	C (C1、C2) 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えて介助が必要な方等	-		
障害者控除	身体障害者手帳3～6級の愛の手帳3・4に準ずる方	A (A1、A2) 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない方等	Ⅱ (Ⅱ a、Ⅱ b) 日常生活に支障をきたすような症状等が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる方等	27万円	26万円